第4章

筑紫野市地球温暖化対策 実行計画(区域施策編) および 気候変動適応計画

第 4 章 筑紫野市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)および気候変動適応計画

地球温暖化対策実行計画の基本的事項

(1)計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「筑紫野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下、「区域施策編」という。)であり、「気候変動適応法」第12条に基づく「筑紫野市地域気候変動適応計画」(以下、「適応計画」という。)を包含します。

(2)計画の対象とする温室効果ガス

二酸化炭素をはじめ、代替フロン類、一酸化二窒素、メタン等の温室効果をもたらす気体のことを、「温室効果ガス」といいます。本計画の対象とする温室効果ガスは、平成25年度からの温室効果ガス排出量の算定方法の変更に伴い(8ページ参照)、二酸化炭素とします。

(3)計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、筑紫野市全域とします。

ただし、地球温暖化対策は、広域的な視点での対策も必要となるため、必要に応じて、 国、福岡県や周辺自治体との連携も視野に入れたものとします。

(4)計画の目標と期間

本計画において、削減目標の基準となる基準年度は、国が平成28年度に策定した「地球温暖化対策計画」に準じて、平成25(2013)年度とし、目標年度も同様に令和12(2030)年度とします。

なお、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化等の必要に応じて、市民等の意見を反映させながら、施策や目標の見直しを行います。

2 本市の二酸化炭素排出状況

市域における二酸化炭素排出量の現状は、以下のとおりです。

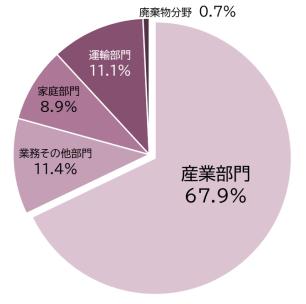
平成 29 年度の二酸化炭素排出量は、1,258 千 t-CO₂ と推計され、平成 25 年度から 7.6%減少しています。

平成 29 年度の部門別の内訳をみると、産業部門が 67.9%を占めており、平成 25 年度から平成 29 年度の部門別増減率をみると、家庭部門が 26.2%減、業務その他部門が 19.6%減となっています。

■ 部門別二酸化炭素排出量の推移



■ 部門別二酸化炭素排出量内訳(平成29年度)



■ 部門別増減率

(平成 25 年度と平成 29 年度データを比較)

部門	増減率	
産業部門	-2.6%	
業務その他部門	-19.6%	
家庭部門	-26.2%	
運輸部門	-3.3%	
廃棄物分野	-12.3%	

3 将来推計と削減目標

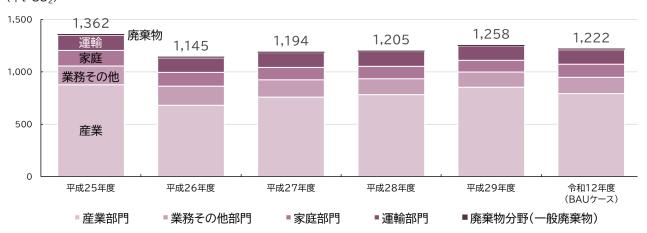
(1) 現状趨勢ケースにおける二酸化炭素排出量(推計)

本市の平成29(2017)年度における二酸化炭素排出量に基づき、今後特段の排出量削減対策を行わない場合(現状趨勢ケース)の令和12(2030)年度における将来推計を行いました。

人口の将来予測値を踏まえわずかに減少傾向と推計され、令和 12 (2030) 年度の二酸化炭素排出量は 1,222 千 t-CO₂ と予測され、平成 25 年度 (2013) から 10.25%減少することとなります。

また、平成25年度から令和12年度の部門別の増減率をみると、業務その他部門、家庭部門、廃棄物分野が10%以上減少すると推計されます。

■ 現状趨勢(BAU)ケースにおける二酸化炭素排出量(令和12(2030)年度推計値) (ft-co₂)



■ 部門別二酸化炭素排出量の内訳(推計)

■ 部門別増減率

(平成25年度データと令和12年度推計を比較)

(令和12(2030)年度)

廃棄物分野 0.8%		
運輸部門 11.5% 家庭部門 10.3%		
業務その他部門 12.7%	産業部門 64.8%	

部門	増減率	
産業部門	-9.7%	
業務その他部門	-13.0%	
家庭部門	-17.0%	
運輸部門	-2.8%	
廃棄物分野	-12.3%	

(2) 二酸化炭素排出量の削減見込量

前述のとおり、令和 12 (2030) 年度における本市の現状趨勢ケースの二酸化炭素排出量は、1,222 千 t- CO_2 になると推計され、基準年度からの削減量は約 140 千 t- CO_2 (増減率としては、10.25%減)と推計されます。

一方、国が地方公共団体や事業者等と連携して進める各種省エネルギー対策等による、平成 29 (2017) 年度以降における本市の二酸化炭素排出量の削減見込量の詳細は、次ページのとおりです。(電力排出係数の低減による二酸化炭素排出量の削減見込量は、「長期エネルギー需給見通し」(経済産業省)に示された目標値と平成 29 年度における実績値の差としています。) その結果、国等と連携して進める各種省エネルギー対策等による削減見込量は約 179 千 t-002 (増減率としては、13.15%減)と推計されます。

このことから、令和 12 (2030) 年度における基準年度からの本市の二酸化炭素削減量は、両者を合わせて約 319 千 t-CO₂であり、増減率は 23.40%減となります。

■ 二酸化炭素排出量の総削減見込量

	平成25(2013)年度比		
項目	削減量 (千t-CO ₂)	増減率	
現状趨勢ケース	-139.60	-10.25%	
国等と連携して進める各種省エネルギー対策等	-179.05	-13.15%	
合 計	-318.65	-23.40%	

■ 国等と連携して進める各種省エネルギー対策等による削減見込量

部門	対策内容	削減見込量 (千t-CO2)
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	36. 13
産業部門	業種間連携省エネの取組推進	0.08
	FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.52
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	
	住宅の省工ネ化	7.83
家庭部門	高効率な省エネルギー機器の普及	7. 11
	HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー 管理の実施	4. 41
	国民運動の推進	0.32
	建築物の省エネ化	8.08
	高効率な省エネルギー機器の普及	4.05
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	9.45
業務その他部門	BEMSの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	5. 08
	エネルギーの面的利用の拡大	0.08
	国の率先的取組	0. 27
	国民運動の推進	0.12
	次世代自動車の普及、燃費改善	10.30
	道路交通流対策	1.05
	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事 業等のグリーン化	0.10
運輸部門	公共交通機関及び自転車の利用促進	0.93
	鉄道分野の省エネ化	1.03
	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	0.18
	国民運動の推進	0.88
廃棄物分野	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	0.04
横断的施策	国民運動の推進	0.80
電力排出係数の低減		77. 98
	179.05	

(3) 二酸化炭素排出量の削減目標

国は、「地球温暖化対策計画」において、令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で26%削減する中期目標を掲げています。

本市においては、前項のとおり、国等と連携した取り組みを着実に実行することで、二酸化炭素排出量の削減目標を 24%削減と設定します。

二酸化炭素排出量の削減目標

令和 12(2030)年度における二酸化炭素排出量を 平成 25(2013)年度比で **24%削減**

二酸化炭素排出抑制策

前項で定めた二酸化炭素排出量の削減目標の達成に向けて、二酸化炭素排出抑制のための基本施策(緩和策)を整理します。

具体的な施策・事業	取り組み内容	取	組主	体
クールビズ・ウォームビズの 取り組み推進	啓発ポスター掲示や市職員の実践を通じて、クールビズ・ウォームビズの取り組みの定着化を図り、室内温度の適温励行を促す。	市	市民	事業者
エコドライブの普及促進	環境にやさしいエコドライブの啓発を継続して実施す る。	•	•	•
市内中小企業へのEMSの 普及推進	講習会の開催情報の提供、アドバイザーの紹介等を実施することで、中小事業者に対してISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステム(EMS)の普及を促進する。また、市の入札等においてEMS取得業者に対する加点優遇措置を検討する。	•		•
学校における環境教育への 支援	学校生活を通して、省エネ活動の推進や環境問題に関する意識の向上を図る。	•	•	
生涯学習における環境学習の 推進	出前講座や講演会についてメニューの拡充に取り組 む。	•	•	
情報発信ツールの活用	広報誌や市ホームページなどの媒体や出前講座、各種 イベントなど様々な発信源を活用した情報を発信し、市 民の環境に関する意識や知識の向上を図る。	•	•	
公共交通網の利用促進	広報誌や市ホームページなどの媒体や各種イベント時のPR等を通して、公共交通の積極的な利用促進に努める。	•	•	•
創エネ・省エネ設備の 導入促進	太陽光発電パネル等の創工ネ設備、省エネ家電等の省エネ設備の導入を促進する。	•	•	•
再生可能エネルギーの 導入促進	市域の再生可能エネルギーの導入を促進するため、住宅用太陽光発電等の設置に対して補助金を交付する。	•	•	
3R運動の推進	広報等でのごみの分別、減量化、資源化に関する情報の掲載、地域での資源回収等により、リサイクルの意識の向上を図る。 市内の消費団体、事業者、行政が協働し、マイバッグの普及等の3Rの取り組みの輪の拡大、定着を図る。	•	•	•
食品ロス削減の普及啓発	飲食店から排出される食品ロスの削減を目的とする「30・10運動」などの普及啓発に努める。	•	•	•
農地の整備・循環型農業の 推進	農地の保全と二酸化炭素吸収能力向上を図ることで、 二酸化炭素削減を目指す。	•	•	•
市街地の緑化・緑地保全の 推進	公園や街路樹の維持保全等により、みどり豊かな都市 空間の保全に努める。	•	•	•

5

気候変動に向けた適応策

「緩和策」は二酸化炭素の排出を抑制する取り組みであるのに対し、「適応策」は既に生じつつある、あるいは将来起こりうる気候変動の影響を低減・回避することなどを目的とした取り組みです。気候変動対策は、緩和策と適応策を両輪として推進していく必要があります。

気候変動の影響は、地域の社会的自然的条件により異なることから、地域の特性に応じた適応策が求められます。

適応策の具体的な取り組みは次に示すとおりとします。

具体的な 施策・事業	取り組み内容	分野	
高温に強い品種 の栽培の促進	温暖化に伴う夏季の高温による農作物の生産減および品質低下に備え、高温に強い品種の栽培を普及啓発する。	農業	
水資源に関する 啓発	水の貴重さ、水資源の重要性および節水に対する意識の普及啓発を行う。	水資源	
雨水利用の促進	局地的な集中豪雨による浸水被害を軽減するため、雨水利用の啓 発を行うとともに、雨水貯留タンク設置への補助を行う		
下水道等の整備	大型台風等の自然災害に備え、堤防や河川、下水道・雨水排水施設 等の整備および既存設備の適切な維持管理を推進する。	白 級巛宝	
災害に関する 情報発信	「筑紫野市ハザードマップ」により、市民に向け危険な箇所・区域の 周知徹底に努める。防災メールの配信等、災害発生時における被害 軽減を図る仕組みや体制を検討する。	自然災害	
防災意識の向上	防災出前講座を実施し、市民の防災意識を向上させ、市民自ら防災 知識を習得し、非常用品を準備するなどの行動をとるよう啓発す る。		
熱中症予防・ 対処に関する 情報提供	熱中症について、市のホームページや広報により予防・対処方法に 関する情報提供を推進する。		
感染症媒介蚊の まん延防止対策 推進	感染症を媒介する蚊の発生が懸念されることから、たまり水をなく すなどの幼虫対策、および肌の露出を控え、虫除け剤を使用するな ど、蚊に刺されないようにする対策の周知を推進する。		